

市長定例記者会見資料



令和元年 12 月 23 日

所 属	ダイバーシティ推進課
所属長	後藤 真弓
電 話	06-6489-6658

「尼崎市パートナーシップ宣誓制度」を導入します

1 趣旨

尼崎市では、平成 30 年度からスタートした「後期まちづくり基本計画」で、「互いの人権を尊重し、ともに生きるまち」を施策の展開方向に掲げ、自分らしく生き、その個性と能力を十分に発揮できるまちを目指しています。また、第 3 次尼崎市男女共同参画計画においても、「性の多様性に配慮した人権の尊重」の方針を掲げ、性の多様性について理解を深めるための啓発や公文書における性別記載の見直しに取り組んでまいりました。

こうした中、性的マイノリティの方からパートナーシップ制度導入を求める声が寄せられていることなどから、同制度を導入し、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し性的マイノリティの方への社会的理解や性の多様性を尊重する取り組みを推進します。

2 制度の概要

互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである 2 人に対して、市がパートナーシップの宣誓書受領証を交付するものです。

3 根拠規定

尼崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱（施行予定日：令和 2 年 1 月 6 日）

4 申請者の要件

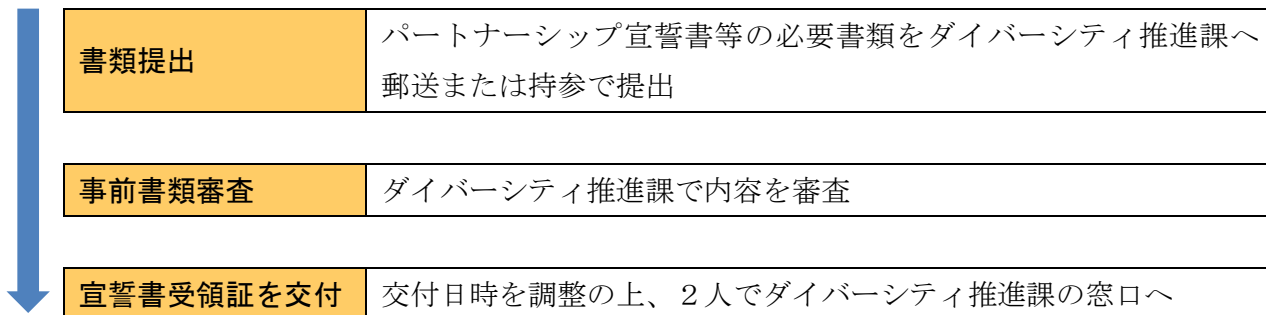
次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 双方が民法に定める成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと。
- (4) 申請者の相手方以外の者とのパートナーシップ関係がないこと。
- (5) 双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。

5 提出書類

- (1) パートナーシップ宣誓書
- (2) 住民票の写し
- (3) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、独身証明書のいずれか

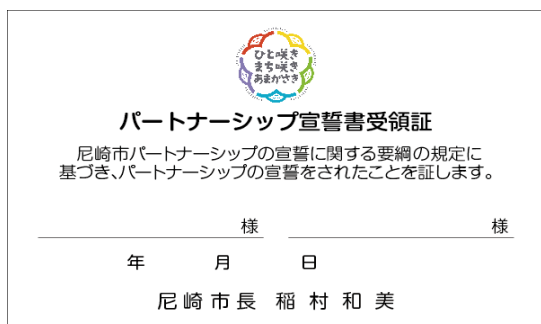
6 交付までの流れ



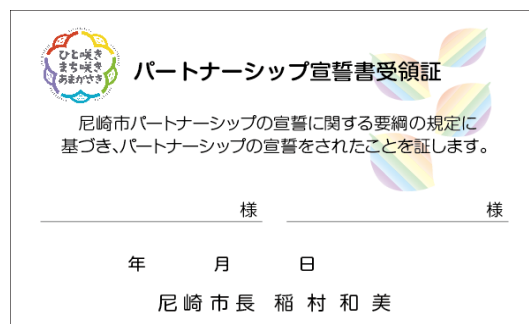
7 交付書類

「尼崎市パートナーシップ宣誓書受領証」(下図: 意匠〈上段: 表面、下段: 裏面〉縦48ミリ、横76ミリ)

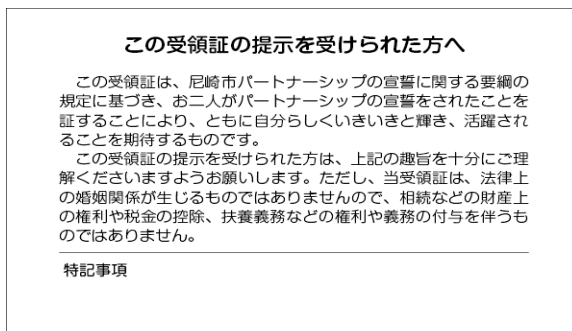
表面(図1)



表面(図2)



裏面



8 宣誓書受領証の活用

- ・市営住宅の入居の申し込み等で親族要件の確認書類として利用できます。
 ※その他の行政サービスについて、「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」等の規定に基づき実施しているものは、可能な限り対象とするよう全庁調査を実施します。
- ・民間では携帯電話事業者の「家族割サービス」や保険会社の「受取人指定」など適用範囲を拡大する取組もあります。加えて、医療機関と不動産業者へ本制度の周知を図っていきます。
- ・本市職員向けの取組として、結婚祝金の支給対象に含めます。

以上